

○国立大学法人埼玉大学データサイエンス教育実施委員会 要項

〔令和5年3月9日
制 定〕

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人埼玉大学教育機構教育推進室規程第12条第2項の規定に基づき、データサイエンス教育実施委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(業務)

第2条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 数理・データサイエンス・AIリテラシー教育プログラム（以下「本プログラム」という。）の実施、運営及び推進に関すること。
- (2) 本プログラムの修了要件及び授業科目に関すること。
- (3) 本プログラム履修者の履修指導に関すること。
- (4) 本プログラム履修者の修了認定に関すること。
- (5) 本プログラムの自己点検・評価及び改善に関すること。
- (6) 本プログラムの情報公表に関すること。
- (7) その他委員会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の教職員をもって構成する。

- (1) 教育機構基盤教育研究センターの専任教員 1名
- (2) 教育学部に所属する教員 1名
- (3) 人文社会科学研究科に所属する教員のうち教養学部教育を担当する教員及び経済学部教育を担当する教員 各1名
- (4) 理工学研究科に所属する教員のうち理学部教育を担当する教員及び工学部教育を担当する教員 各1名
- (5) その他教育機構長が必要と認めた教職員

2 前項第2号から第5号までの委員は、学長が委嘱する。

3 第1項第2号から第4号までの委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第1項第5号の委員の任期は、学長がその都度定める。

(会議)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会の業務を掌理する。

- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。
- 5 委員会は、第2条に掲げる事項について審議する。
- 6 委員会は、委員総数の3分の2以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、海外出張、研修旅行、長期療養等により出席できない旨をあらかじめ委員長に届け出た委員は、委員会の議を経て、委員総数に算入しないものとする。
- 7 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 委員会の事務は、学務部教育企画課において処理する。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。